

評価基準
浜松市健康投資効果分析業務

1 特定方法

浜松市健康投資効果分析業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

- (1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。
- (2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。
下記の評価項目の項目毎に評価する。評価項目ごとの採点は、20 点、15 点、10 点、5 点、3 点及び 2 点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

評価項目	評価基準	配点	評価点
実施体制 (25 点)	同種・類似した業務の実績は十分であるか。	5 点	
	計画的かつ確実に業務を実施できる体制及びスケジュールとなっているか。	10 点	
	業務に関して適切な助言ができる有識者を体制に組み込み、適宜相談ができる環境であるか。	10 点	
提案に対する 評価 (70 点)	企業への状況調査の方法（依頼～回答、ヒアリング）は、円滑に実施できるものであるか。	15 点	
	企業への状況調査にあたって、調査票の内容は、業務の目的を達成するために効果的で十分なものか。	20 点	
	企業への状況調査にあたって、ヒアリング調査の実施内容は、業務の目的を達成するために効果的で十分なものか。	15 点	
	効果検証において、様々な方法でデータ解析を行い、業務に目的を達成するために十分な内容、方法になっているか。	15 点	
	業務説明資料で要求する項目以外のもので、効果的な提案があるか。	5 点	
社会貢献活動 等に係る認証 等の有無 (5 点)	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 ・健康経営優良法人の認定（経済産業省）	3 点	
	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2 項目以上取得…2 点 (対象となる認証等) ・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ・浜松市消防団協力事業所の認定 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ・浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	2 点	
合計		100	

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価点の満点は 600 点とする。（評価委員 1 人あたりの点数 100 点×評価委員 6 人）
- (3) 提案者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。
- (4) (2)、(3) にもかかわらず、評価項目のうち評価委員 1 人でも 0 点がある場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 提出された企画提案書等について、評価基準に基づいて第 1 次審査（書面審査）を実施し、点数が 360 点以上の者に対し、第 2 次審査（ヒアリング）を行うものとする。
- (6) 提案者が 1 者の場合でも、(1) ～ (5) を適用する。
- (7) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 評価項目「企業への状況調査にあたって、調査票の内容は、業務の目的を達成するために効果的で十分なものか。」の点数が高い者を上位とする。

イ アも同点の場合は、評価項目「効果検証において、様々な方法でデータ解析を行い、業務に目的を達成するために十分な内容、方法になっているか。」が高い者を上位とする。